

一宮監公表第12号
令和5年3月29日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 丹 羽 達
一宮市監査委員 鵜 飼 和 司
一宮市監査委員 渡 部 晃 久

定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、一宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表します。

子ども家庭部の定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課
子ども家庭部保育課
- 2 監査結果報告提出日及び公表日
令和5年2月1日（監報告第20号、一宮監公表第5号）
- 3 措置通知受理日
令和5年3月16日
- 4 措置の内容
措置の内容は、以下のとおり

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>（1）工事請負契約における契約事務の適正な執行について</p> <p>随意契約による各保育園修繕等工事に係る事務について、関係書類の閲覧及び所管課職員からの説明聴取により確認したところ、分割して契約する合理的な理由が認められない工事が、次のとおり検出された。</p> <p>契約事務は透明性、競争性及び公平性の確保が重要であり、市民に疑念を抱かせることがないように、法令等に基づき適正な事務執行を行う必要がある。工事の発注にあたっては、施工に係る事前調査、計画立案を慎重かつ十分に行い、法令遵守の徹底を図るとともに、再発防止に向け取り組まれない。</p> <p>また、随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であるので、随意契約を選択することとした場合には、説明責任を果たせるよう、経済の合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した経緯や理由を決裁文書に明記し、事務の透明性を確保されたい。</p> <p>ア 西成保育園の駐車場整備工事について、工事内容は一連のものであるにもかかわらず、4件の工事に分割して発注されていた。</p> <p>イ 千秋南保育園の遊戯室南側空調設備修理工事及び遊戯室中側空調設備修理工事について、同じ遊戯室内に同規模の空調機器を</p>	<p>ご指摘をいただいた工事につきましては、追加で工事を発注することになった理由の決裁を採っていなかったため、令和5年2月2日付けで決裁を採りました。今後、随意契約を選択した場合には、客観的・総合的に判断した経緯や理由が分かるように決裁を採り、透明性を確保するよう努めます。</p> <p>また、いずれの工事も当初の見込みが甘く、追加で工事を発注しなければならなくなりました。今後は、建築部と相談し、工事全体の見通しを事前に把握するとともに、130万円を超過する修繕等については入札で事業者を決定し、透明性、競争性、公平性を確保するよう努めます。</p>

指摘事項（措置を要する事項）	措 置 状 況
<p>設置する工事にもかかわらず、別々に発注されていた。</p> <p>ウ 竈屋保育園の給食室屋根防水層部分修繕工事、器具庫屋根防水修繕工事及び遊戯室庇防水修繕工事について、同様の工事内容にもかかわらず、別々に発注されていた。</p> <p>なお、ア、イ、ウいずれも予定価格の総額は、一宮市契約規則第 54 条で定める随意契約によることができる限度額を超えていた。</p> <p>（２）公印の管守に係る事務について</p> <p>一宮市公印規則（以下「公印規則」という。）で、保育課が管守することが規定されている公印のうち、公印規則別表第 2 の公印番号 35 「一宮市立里小牧南保育園長之印」について、公印カードは保管されていたが、公印本体の所在が確認できなかった。</p> <p>所管課に調査を依頼したところ、当該公印は平成 22 年 3 月 31 日で一宮市立里小牧南保育園が廃園となったため現在は使用されていないものであるが、廃園後速やかに返納手続を行っていなかったため、公印本体の所在が分からなくなってしまったとのことであった。また、公印の総括管理を所管する行政課に、公印廃止の手続がされているか確認したところ手続はされておらず、行政課の公印台帳に登録された状態であった。</p> <p>本件は、公印規則に基づき公印が廃止により不要となったときに速やかに返納手続を行っていなかったこと、公印カードと公印との照合確認が不十分であったことが原因であると考えられる。</p> <p>公印は公務上作成された文書が真正であることを認証するために調製されたものであり、その重要性に鑑み、保管等に当たっては、厳正確実にを行う必要がある。</p> <p>所在不明の公印については、公印規則にのっとり速やかに処理するとともに、今後このようなことがないよう再発防止策を講じ、公印の厳格な管理を徹底されたい。</p>	<p>所在不明となっていた「一宮市立里小牧南保育園長之印」につきましては、公印の紛失に係る事故報告書の決裁を採り、令和 5 年 2 月 28 日に、行政課へ公印カードを返納する手続を採りました。</p> <p>一宮市立里小牧南保育園は、平成 22 年 3 月 31 日に廃園した後、その公印につきましては 1 年間の保管後に廃棄手続を行う予定でした。今後は公印の改廃等の変更事由が発生した後、速やかに公印及び公印カードを返納することを課内で徹底します。また、1 年に 1 回、備品の照合をする際に、公印と公印カードを照合し、適正な公印の管守を徹底します。</p>